

化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会

情報共有ワーキンググループ

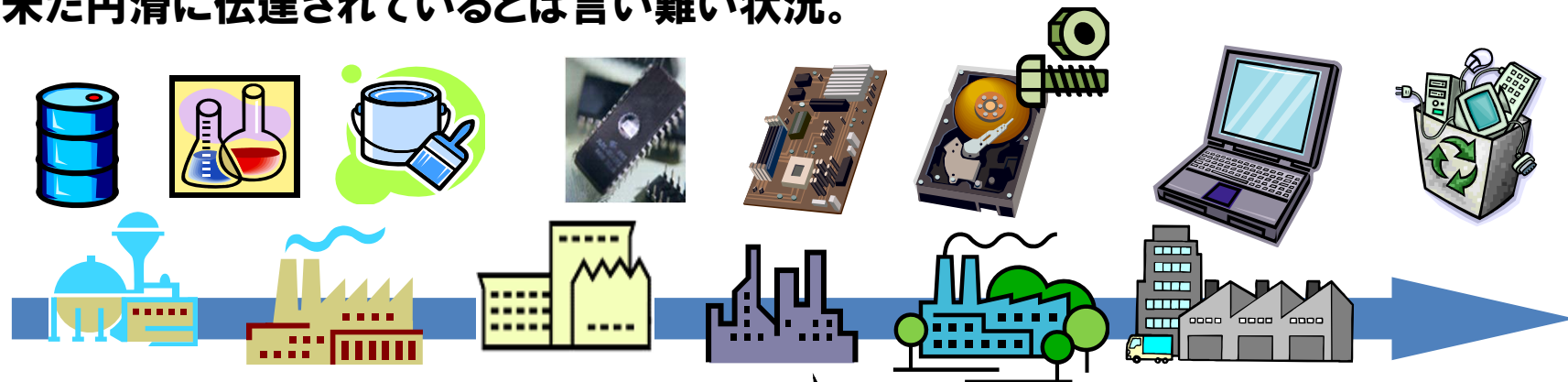
これまでに検討した論点

平成25年10月3日

情報共有ワーキンググループ

現状認識

- ◆ 製品含有化学物質規制は、EU、アジア諸国など世界各地で導入・強化されつつある。
- ◆ サプライチェーンの分業で製造される製品の規制遵守は、企業間で伝達される情報に依存。
- ◆ 各企業は、自社製品が直接的に関わる規制に対応するだけでなく、自社製品を供給するサプライチェーンを通じて関係する規制にも、ビジネス上、間接的に対応する必要。
- ◆ サプライチェーンを通じた情報伝達の取組は進展しているが、以下のような原因により、未だ円滑に伝達されているとは言い難い状況。



川上(化学品)

川中(化学品→成形品加工)

川下(成形品・最終製品)

一部の混合物の含有物質情報が企業機密となっており、公開できない

川上の企業規模が大きく、情報提供を依頼しにくい

海外のサプライヤから情報が提供されない

マンパワーや反応工程に関する専門性が不十分

商社が介在する場合、情報伝達が滞る/途切れるケースがある

情報伝達書式が複数あり、データ入力为非効率。特に、個社フォーマットの負荷が過大

情報入手が遅い/信頼性に問題

サプライヤへの説明・研修の負荷が大きい

新たな情報伝達スキームの基本要件



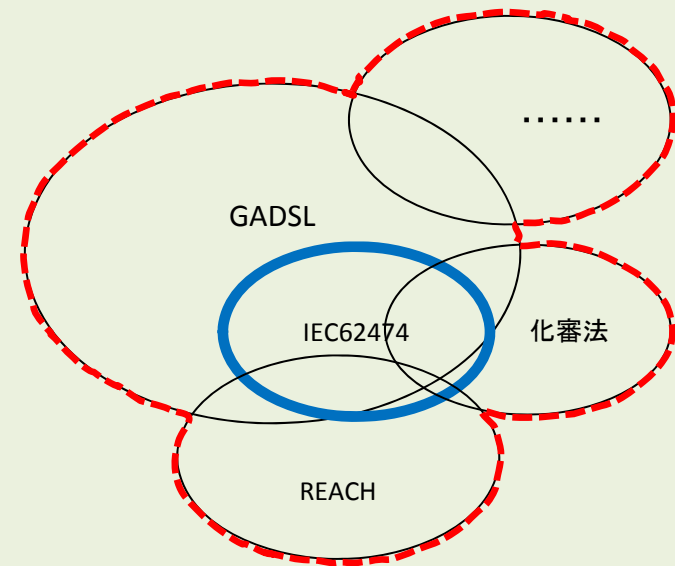
1. 現在直面する製品含有化学物質規制への対応が可能であること。
かつ、「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」2020年目標の達成にも貢献する、リスク評価・管理の基本となる化学物質情報を伝達可能なスキームとすること。
2. 業種・製品分野を限定せず、サプライチェーン全体で活用できること。
かつ、既にサプライチェーンを通じた含有化学物質の情報伝達の取組が進められている分野においては、これまでと同等以上の情報伝達・管理が可能となること。
3. 単なる日本標準ではなく、国際標準 (テジュール・スタンダード) を目指し得るものとする。すなわち、電気電子分野において既に制定されている国際規格 IEC62474 と齟齬のない仕組みとした上で、対象範囲を拡げる形で ISO/IEC 化などを目指し得るスキームとすること。
4. テジュール・スタンダードとともに、テファクト・スタンダード化の取組が重要。
そのためにも、B2B で、アジアを中心に拡がる日本企業のサプライチェーンでも有効に普及できる仕組みとすること。また、日本政府から G2G レベルの普及を行うための必要条件としても、新たなスキームを日本全体の業種横断的な仕組みとすること。

9月までにおいて得られた共通認識 (新たな情報伝達スキームの仕様について)

1. 情報伝達の対象物質の範囲(物質リスト)

- 様々な製品分野や最終製品売先国の規制に対応するため、関連する法規制(REACH・RoHSなど)や業界基準(IEC62474・GADSLなど)の対象物質リストの和集合として物質リストを整備する(赤破線)。
- 特定の製品分野において本スキームを利用する場合には、川下事業者の製品に課せられる規制等に応じて、この物質リストに含まれる法規制・業界基準を選択し(後述の「エリア」で設定)、対象物質の範囲を設定する(青太線:例えばIEC62474の物質リストを選択する場合)。

(注) フルデクラレーション(範囲を限定しない全ての含有物質の情報提供)については、情報書式・ツールの機能としては対応できるようにするが、取引企業間の合意がなければ要求できない等、限定的に運用されるようにルールを設定する。



新スキームの物質リストのイメージ

2. 「責任ある情報提供」の考え方

- 新スキームは、後述の「エリア」の設定により、「責任ある情報提供」の対象物質範囲を設定できるものとする。この対象範囲においては、その中に含まれる全物質について、情報提供者がオーソライズした含有化学物質情報を提供する。
- 上記の対象範囲外の物質については、知り得た情報の伝達を原則とする。

(注1) 従来のJAMPの実務においては、情報を提供していない物質(空欄回答)については、含有について不明なのか、含有していないことを確認しているのかが必ずしも明確でない。

そこで、新スキームにおいては、少なくとも範囲を限定した物質については、情報提供者がオーソライズした情報を流す(すなわち「空欄」は、情報提供者が「閾値レベルでの非含有」をオーソライズしていることを意味する)こととする。

対象範囲外の物質については、引き続き、従来のJAMPにおける実務のような考え方(空欄は必ずしも情報提供者が「非含有」をオーソライズしていることを意味しない)で運用する。

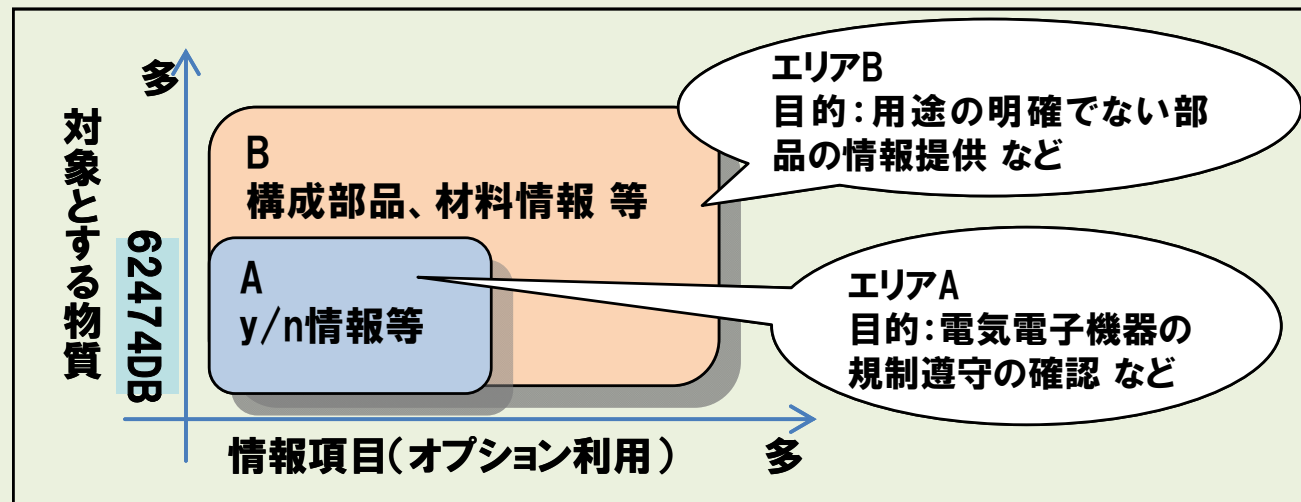
(注2) オーソライズの実現方法として、IEC62474では、責任者の名前を情報に加えている。

3. 川下の完成品における「遵法判断」への対応

- 新スキームは、以下の両方の考え方(伝達方法)に対応できるようにする。
 - ① 規制対象の物質単位(物質・物質群)での「閾値レベルによる含有判定(Y/N)」の情報提供
 - ② 製品に含有される化学物質の「成分情報」の提供

4. 成形品(川中～川下)の情報伝達書式

- 電気電子製品の情報伝達書式の国際規格であるIEC62474に準拠し、そのXMLスキーマ(事業者間で授受するデータのフォーマット)を採用する。
- IEC62474が「必須」とする情報項目を満たした上で、電気電子以外の業種・製品分野の含有化学物質情報も記述できるような「オプション」利用を検討する。
- オプションの利用による「情報項目」と、前述の「対象物質の範囲」を組み合わせた、幾つかの推奨使用パターン(「エリア」と呼ぶ)を設定し、記入する仕組みとする。
- 玩具、繊維、建材など電気電子以外の業種・製品分野がこの情報伝達スキームを使用する場合には、既存の「エリア」を活用できるほか、業界として新たな「エリア」を設定できるよう拡張性を持たせる。



情報項目と対象物質の範囲の組合せによる「エリア」(推奨使用パターン)のイメージ

5. 化学品(川上～川中)の情報伝達書式

- 化学品における含有物質の情報伝達は、SDSと連携した体系(SDSの作成に必要な化学物質情報(物質名・含有量等)とリンクさせる仕組み等)が望ましい。
(注) SDSに関わる論点については、本検討の結果を取り入れる形で、経済産業省及び関係省庁において更に進める方向で検討していく。
- データ形式としてIEC 62474のxmlスキーマと整合を図り、化学品から成形品への情報転換を円滑に行えるようにする等、成形品の情報伝達とも整合する仕様を検討する。
- 成形品の閾値と化学品の閾値は考え方が異なるため、サプライチェーンで合意される化学品の化学物質情報伝達の閾値を定めることが必要となる。
- 化学品の化学物質情報作成の支援ツールを整備する必要がある。

6. 中小企業への普及・支援策

- まず重要な点として、情報伝達スキームが業種横断的に統一され、川中に多い中小企業が複数の川下製品メーカーから個社フォーマットの報告を求められない状況をつくり出すこと自体が、最大の中小企業支援策となる。
- 化学品から変換する成形品に含有される化学物質を見積もるためのガイドライン等を、変換工程ごとに関係する業界団体等の協力も得ながら整備する。
- 現場への指導員の派遣、経営者向けセミナー等を実施する。